

山梨県公報

第二千六百九十一号

平成二十九年

四月二十四日

月 曜 日

目 次

○山梨県議会の議員その他非常勤の職員その他非常勤の職員に關する条例第五
条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部……三〇五
を改正する告示

○平成二十九年年度地籍調査事業計画の決定……………三〇六

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………三〇六

○狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施……………三〇六

○指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件)……………三〇七

○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十一件)……………三一―

○使用料の収納事務の委託……………三一三

告 示

山梨県告示第五百五十二号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員に關する条例第五条の二第一
項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のよ
うに定める。

平成二十九年四月二十四日

山梨県知事 後 藤 庸

山梨県議会の議員その他非常勤の職員に關する条例第五条の二
第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告
示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員に關する条例第五条の二第一
項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額(平成十六年山梨県告示第二
百十九号)の一部を次のように改正する。
本則の表を次のように改める。

年 齡 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、七五二円	一三、二八七円
二十歳以上二十五歳未満	五、三三三円	一三、二八七円
二十五歳以上三十歳未満	五、八九四円	一三、九五八円
三十歳以上三十五歳未満	六、二三三円	一六、四五六円
三十五歳以上四十歳未満	六、六五四円	一九、一五七円
四十歳以上四十五歳未満	六、八九三円	二一、二七九円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇三二円	二四、二六九円
五十歳以上五十五歳未満	六、七九二円	二五、六三〇円
五十五歳以上六十歳未満	六、一九一円	二四、九七六円
六十歳以上六十五歳未満	五、〇〇九円	二〇、二九七円
六十五歳以上七十歳未満	三、九二〇円	一五、五五八円
七十歳以上	三、九二〇円	一三、二八七円

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。
(適用区分)

2 この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員に關する条例第五
条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額
の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同

日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

山梨県告示第五百十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により平成二十九年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。
平成二十九年四月二十四日

- 山梨県知事 後 藤 斎
- 一 調査を行う者の名称 甲府市、甲州市及び早川町
 - 二 調査地域 甲府市山宮町、甲州市塩山牛奥並びに南巨摩郡早川町雨畑及び大原野の各一部
 - 三 調査期間 平成二十九年四月一日から同年五月三十一日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年四月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年四月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人農学生命科学研究支援機構
- 2 代表者の氏名 佐々木健二
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市
- 4 定款に記載された目的 この法人は、農学生命科学における調査研究に対して、市民の立場からその支援に関する事業を行い、農学生命科学の振興を図ることで、人類の生存と福祉並びに人類の健全な発展に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十九年四月十八日から同年五月十八日まで

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。
平成二十九年四月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

第一 狩猟免許試験

一 試験日時

- 1 第一回 平成二十九年七月二十九日（土）及び同月三十日（日）（いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。）午前九時二十分から午後四時まで
- 2 第二回 平成三十年一月十八日（木）及び同月十九日（金）（いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。）午前九時二十分から午後四時まで

二 試験場所 甲府市川田町五百十七番地山梨県立青少年センター内 リバース和戸館

三 受験資格 法第四十条各号のいずれにも該当しない者であること。

四 試験科目

- 1 適性試験 視力、聴力及び運動能力
- 2 知識試験 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識
- 3 技能試験 猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等
- 五 受験手続

1 提出書類 次に掲げるものとする。

- (一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「規則」という。）第四十八条第一項に規定する免許申請書
- (二) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可（以下「猟銃等の所持の許可」という。）を受けている場合にあっては、その許可証の写し
- (三) 猟銃等の所持の許可を受けていない場合にあっては、その者が法第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての医師の診断書（概ね申請前六月以内のもの）
- (四) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景の縦の長さ三・〇センチメートルかつ横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 一枚

2 狩猟免許申請手数料 五千二百円（法第四十九条各号に掲げる者にあつては、三千九百円。狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料の額に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

六 申請書の受付期間

1 第一回 平成二十九年六月一日（木）から同月三十日（金）まで（山梨県の休日を含める。以下「県の休日」という。）を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。

2 第二回 平成二十九年十一月一日（水）から同年十二月十二日（火）まで（県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。）

七 申請書の提出先 申請者の住所を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

第二 狩猟免許の更新に係る適性検査等

一 適性検査の日及び場所 住所地を所管する山梨県林務環境事務所において確認すること。

二 適性検査の対象者 平成二十九年九月十四日まで有効の狩猟免許をもっている者で、狩猟免許の更新を受けようとするもの

三 適性検査の内容 視力、聴力及び運動能力

四 適性検査に併せて実施する講習の内容 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに保護及び管理

五 申請の手続

1 提出書類 次に掲げるものとする。

(一) 規則第五十八条第一項に規定する免許更新申請書

(二) 第一の五(一)に掲げる書類

(三) 第一の五(二)に掲げる書類

(四) 第一の五(三)に掲げる書類

2 狩猟免許更新申請手数料 二千九百円（狩猟免許更新申請書に二千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

六 申請書の受付期間 平成二十九年六月一日（木）から同月三十日（金）まで（県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。）

七 申請書の提出先 申請者の住所を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進

第三 問い合わせ先 山梨県森林環境部みどり自然課（電話〇五五―二三―一五二〇）又は申請者の住所を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年四月二十四日 山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町奈良田字縁真黒一〇六三の一	深沢正志、深沢金治、深沢歳夫、深沢政博、深沢忠雄、深沢美知夫、深沢安富、深沢勇、深沢久雄、深沢義孝、深沢時雄、深沢宇三郎、深沢文吉、深沢勝巳、小林勇
南巨摩郡早川町奈良田字縁真黒一〇六三の内六一	深沢龜造
南巨摩郡早川町奈良田字縁真黒一〇六三の内六一	深沢兼義
南巨摩郡早川町奈良田字縁真黒一〇六三の内六三	深沢福義
南巨摩郡早川町奈良田字大崩ノ沢一〇五八の一	深沢正志、深沢金治、深沢歳夫、深沢政博、深沢忠雄、深沢美知夫、深沢安富、深沢勇、深沢久雄、深沢義孝、深沢時雄、深沢宇三郎、深沢文吉、深沢勝巳、深沢常晴、小林勇

<p>南巨摩郡早川町湯島字湯殿七三の乙の二（次の図に示す部分に限る。）</p>	<p>深沢義朝、深澤宗行、荒居榮作、荒居静、荒居源右エ門、深澤歌之進、深澤勝平、深澤鉄五郎、深澤亀松、深澤虎昌、深澤勝万、荒居義静、高崎賢益、深澤榮義、荒居富藏</p>
<p>南巨摩郡早川町湯島字池ノ上七三の九〇〇（次の図に示す部分に限る。）</p>	<p>荒居貞良</p>
<p>南巨摩郡早川町湯島字池ノ上七三の乙三内一一九</p>	<p>荒居莫、深沢善包、湯泉正孝、深沢直幸、深沢治郎、深沢正行、深沢正志、深沢孝雄、深沢信男、深沢義富、深沢基、松野弘暉、深沢重成、深沢正男、中村澄雄、深沢栄信、深沢義論、深沢実、深沢照勝、深沢要、荒居一之助、深沢政雄、荒居義富、深沢ちえ、深沢武智、高崎茂、深沢勉、深沢忠義、深沢一正、深沢宗吉、深沢正和、湯村武基、荒居貞良、深沢陽</p>
<p>南巨摩郡早川町湯島字池ノ上七三の乙三内四〇（次の図に示す部分に限る。）</p>	<p>深沢一正</p>
<p>南巨摩郡早川町湯島字池ノ上七三の乙三内七七、字南河井子二七七の甲乙の一の内三三</p>	<p>深沢孝則</p>
<p>南巨摩郡早川町湯島字田島七三の二〇〇</p>	<p>深沢武智</p>
<p>南巨摩郡早川町湯島字田島七三の二四一</p>	<p>荒居莫</p>
<p>南巨摩郡早川町湯島字田島七三乙の四（次の図に示す部分に限る。）</p>	<p>深沢善包、湯泉正孝、深沢直幸、深沢治郎、深沢正行、深沢正志、深沢孝雄、深沢信男、深沢義富、深沢基、松野弘暉、深沢重成、深沢正男、中村澄雄、深沢栄信、深沢義論、深沢実、深沢照勝、深沢要、荒居一之助、深沢政雄、深沢一、荒居義富、深沢ちえ、深沢武智、高崎茂、深沢勉、深沢忠義、深沢一正、深沢宗吉、深沢正和、湯村武基、荒居莫、荒居貞良、深沢陽</p>
<p>南巨摩郡早川町湯島字田島七三の乙四内一二二（次の図に示す部分に限る。）</p>	<p>深沢鉄五郎、深沢榮義</p>
<p>南巨摩郡早川町湯島字田島七三の乙四内一二六（次の図に示す部分に限る。）</p>	<p>深沢鉄五郎</p>
<p>南巨摩郡早川町湯島字田島七三の乙四内一九四（次の図に示す部分に限る。）</p>	<p>深沢照勝</p>
<p>南巨摩郡早川町湯島字田島七三の乙四内一九七</p>	<p>深沢正和</p>
<p>南巨摩郡早川町湯島字白沢八三の七（次の図に示す部分に限る。）</p>	<p>荒居富藏、深澤清晴、湯本義勝、根岸義行、高崎賢益、高崎金作、深澤亀松、松野孝作、清水宗左エ門、深澤勝平、深澤勘造、深澤歌之進、深澤清貞、荒居源右エ門、深澤久榮、深澤新造、湯村基義、深澤虎昌、荒居義静、深澤義朝、深澤金重</p>

南巨摩郡早川町湯島字南河井子二七七の甲乙の一の内一六、字北河井子二七七乙の二の内一	湯本義勝
南巨摩郡早川町湯島字北河井子二七七乙の二の内二	深沢義論
南巨摩郡早川町湯島字北河井子二七七乙の二の内二	湯村富右エ門
五 南巨摩郡早川町湯島字北河井子二七七乙の二の内二	中村澄雄

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十九年三月二日山梨県告示第四十号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年四月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
--------------------	--------

南巨摩郡早川町黒桂字丸島七八二の内一から七八二の内三まで、七八二の内七、字道切七八三の内八、字入口七八五の一〇、七八五の内八、七八五の内九、字蕪藤七六八から七七二まで、七七五の内五、七七五の内六、七八〇、西之宮字西山一一八七の内一七、一一八七の内一八、一一八七の内二〇	望月健一
--	------

南巨摩郡早川町黒桂字道切七八三の一〇、字入口七八五の一三、七八五の一五から七八五の一七まで	望月健一、村田貢、望月毅、村田富義、望月隆御、望月三恵子、望月米、望月誠一
---	---------------------------------------

南巨摩郡早川町黒桂字道切七八三の内九	望月重朝
--------------------	------

南巨摩郡早川町黒桂字日影代七五八の二、七五九の二	望月隆御、折居みさを、武藤かほる
--------------------------	------------------

南巨摩郡早川町黒桂字入口七八五の二二	望月準一
--------------------	------

南巨摩郡早川町黒桂字入口七八五の六、七八五の内一四	望月豊一
---------------------------	------

南巨摩郡早川町黒桂字蕪藤七七四	辻晃幸
-----------------	-----

南巨摩郡早川町西之宮字西山一一八七の内三二	望月憲芳、望月光子
-----------------------	-----------

南巨摩郡早川町西之宮字西山一一八七の内三一	辻五一、望月豊、辻益三、望月徳重、辻正時、辻昭和、辻長一、辻俊一
-----------------------	----------------------------------

南巨摩郡早川町草塩字下霞八二三、八二四、八七三の一、八七三の二、八八三から八八五まで、字上ノ原八一九の一、字上霞一〇〇一、一〇〇七から一〇	望月栄、深沢久光、望月義幸
---	---------------

南巨摩郡早川町草塩字上霞九九〇の三	望月滿智雄、佐野清八、望月一精、渡辺幸來	南巨摩郡早川町保字青がれ一九五八、一九六〇の一、一九六〇の三、字大上双里二〇六〇	望月信雄
南巨摩郡早川町草塩字上霞九九八の内一	深沢久光	南巨摩郡早川町保字青がれ一九六九、字滝上一九九六から一九九八まで	望月福也
南巨摩郡早川町保字後草里二二二二の一、二二二二の三、字青がれ一九六八、字登須良峰二二四四の一、二二五二の一	近藤六郎	南巨摩郡早川町保字青がれ一九七七	望月兼保
南巨摩郡早川町保字後草里二二一三、字青がれ一九	望月武文	南巨摩郡早川町保字双里一九四六の一、一九四七	望月森生
南巨摩郡早川町草塩字上霞九七八(次の図に示す部分に限る。)	望月重團、渡辺竹重、高橋万典、渡辺けい、望月清重、深沢一良、佐野清吉、佐野延雄、望月市太郎、望月芳太郎、望月保之助	南巨摩郡早川町保字後草里二二一七の一	近藤曆晴、望月法太郎、望月七之助、望月亀太郎、望月義昭、望月清、近藤國太郎、近藤知安、近藤義金、近藤貞一、望月芳一、望月頼知、望月徳重、望月忠重、望月喜観、望月福督、望月兼安、望月道則、望月金太郎、望月三穂、望月福太郎、望月秀政、望月善次、望月一喜、望月善清、高橋三朗、望月敏則、川口源作、樋川透重、望月兵作、望月廣作、保泉傳十郎、望月金十郎、望月字重
南巨摩郡早川町草塩字上霞九八三	望月秀晴、深沢久光、深沢力	南巨摩郡早川町保字青がれ一九五五、一九七六の一、一九七六の四、一九八四の一、一九八四の二、字滝上一九九三	近藤けさ古
南巨摩郡早川町草塩字上霞九八六、九九〇の二	小笠原三利、深沢久光、藤原正三、深沢一、深沢新一、望月義幸	南巨摩郡早川町保字青がれ一九六一、一九六四	
南巨摩郡早川町草塩字上霞九九八	深沢一		
南巨摩郡早川町保字後草里二二一三、字青がれ一九	望月武文		
南巨摩郡早川町草塩字上霞九七八(次の図に示す部分に限る。)	望月重團、渡辺竹重、高橋万典、渡辺けい、望月清重、深沢一良、佐野清吉、佐野延雄、望月市太郎、望月芳太郎、望月保之助		
南巨摩郡早川町草塩字上霞九八三	望月秀晴、深沢久光、深沢力		
南巨摩郡早川町草塩字上霞九八六、九九〇の二	小笠原三利、深沢久光、藤原正三、深沢一、深沢新一、望月義幸		
南巨摩郡早川町草塩字上霞九九八の内一	深沢久光		
南巨摩郡早川町保字後草里二二二二の一、二二二二の三、字青がれ一九六八、字登須良峰二二四四の一、二二五二の一	近藤六郎		
南巨摩郡早川町保字後草里二二一三、字青がれ一九	望月武文		

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十九年三月十三日山梨県告示第四十六号

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年四月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十九年一月十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 有限会社エルテック

2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町井戸六十七番地の二

3 代表者の氏名 破産管財人井上昌幸

三 許可番号 山梨県知事許可（般一二六）第八八六五号

四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十九年一月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年四月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十九年一月十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 e・home

2 主たる営業所の所在地 甲府市朝気二丁目一番四号一

3 代表者の氏名 金丸達郎

三 許可番号 山梨県知事許可（般一四四）第九一八八号

四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十九年一月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年四月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十九年三月六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 有限会社社長田設備

2 主たる営業所の所在地 甲府市七沢町百三十四番地三

3 代表者の氏名 長田武彦

三 許可番号 山梨県知事許可（般一四四）第六二二六号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十九年二月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年四月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十九年三月六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号又は名称 有限会社奈良組
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市鹿留八百番地
 - 3 代表者の氏名 奈良和弥
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二四)第九六三二号
- 四 処分の内容 土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十九年三月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年四月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 処分をした年月日 平成二十九年三月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 望月板金工業
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町小林千二百三十五番地一
 - 3 代表者の氏名 望月孝仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二五)第九七六八号
- 四 処分の内容 屋根工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十九年二月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年四月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 処分をした年月日 平成二十九年三月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社KONNO
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市西花輪二千三百三番地一
 - 3 代表者の氏名 河野峻

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二六)第九八七一号
- 四 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十九年二月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年四月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 処分をした年月日 平成二十九年三月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社三共道路
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原百八十二番地四
 - 3 代表者の氏名 小野健二
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二四)第六八四九号
- 四 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十九年三月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年四月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 処分をした年月日 平成二十九年三月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 ミヤ装建
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市新西原二丁目一番七号
 - 3 代表者の氏名 宮下友則
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二六)第九八九四号

- 四 処分の内容 塗装工事業及び防水工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十九年三月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年四月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 処分をした年月日 平成二十九年三月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社田中工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町梅平七百十番地二
 - 3 代表者の氏名 田中七郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二六）第四三四一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十九年二月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年四月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 処分をした年月日 平成二十九年三月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 村田工業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山千野三千百八十三番地
 - 3 代表者の氏名 村田昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第八四八〇号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十九年三月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十九年四月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 処分をした年月日 平成二十九年三月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 有限会社山城産業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上町二百九十九番地四
 - 3 代表者の氏名 久保勝
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第六八〇七号
- 四 処分の内容 土木工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十九年三月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十九年四月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 委託の相手方 上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市
- 二 委託に係る使用料 山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の使用料
- 三 委託の期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番